

建設ステーション元気アップコンテスト表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、建設ステーションの社会的認知を高めるために行う建設ステーション元気アップコンテストの表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、神奈川県内で実施された建設ステーションの元気アップに資する次の各号に該当する取組とする。

- (1) 地域貢献の取組・・・地域住民とのコミュニケーションを通じて、地域住民からの工事や建設会社への理解と共感を得る取組や、建設ステーションの周辺地域の美化や防犯、災害対応などを通じて、地域社会へ貢献した取組
 - (2) セイフティーアップの取組・・・従業員の安全や健康の維持向上などを通じて、職場の労働衛生を充実させる取組
 - (3) 現場の働きやすさ向上の取組・・・現場における働き方改革に向けた取組、生産性向上のための取組、または女性従業員の働きやすさの向上のための取組
 - (4) 人材確保・育成の取組・・・建設業を担う次世代や外国人人材の確保・育成に向けた取組
 - (5) その他各号に掲げる以外の建設業の元気アップの推進に関する優れた取組
- 2 対象となる取組は、別表の区分により表彰する。

(欠格事由)

第3条 前条に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わないものとする。

- (1) 前年度の表彰式翌日から当該年度における表彰式開催日までの間に、建設業法の規定に基づく、監督処分を受け、または受けることが明らかであるもの。
 - (2) 前年度の表彰式翌日から当該年度における表彰式開催日までの間に、公共工事の入札において指名停止措置を受けているもの。
 - (3) その他、神奈川県魅力ある建設事業推進協議会会長（以下「会長」という。）が表彰することを不相当と認めたもの。
- 2 共同企業体の構成員に欠格事由が生じた場合は、その共同企業体の表彰は行わないものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰候補者は、建設ステーション元気アップコンテスト表彰審査委員会が選考する。

- 2 会長は、前項により選考された被表彰候補者から被表彰者を決定する。
- 3 建設ステーション元気アップコンテスト表彰審査委員会については、別に定めるところによる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、原則として毎年11月に行う。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状及び記念品により行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項については、別に定める。

- 附 則 この要領は、平成 5年4月13日から施行する。
この要領は、平成17年5月26日から施行する。
この要領は、平成27年6月16日から施行する。
この要領は、平成29年5月30日から施行する。
この要領は、令和 元年5月15日から施行する。
この要領は、令和 2年5月22日から施行する。
この要領は、令和 3年8月12日から施行する。

別表 (第2条関係)

区分	要件
大規模工事部門	契約額1億円以上の建設ステーションに係る取組
中小規模工事部門	契約額1億円未満の建設ステーションに係る取組